



子育て世帯と親世帯が近居・同居するための 転居費等の助成を開始します

多世代で支え合う住環境をつくり、区内で安心して子育て等ができるよう、18歳未満のお子さんがある子育て世帯(妊娠中で母子健康手帳が交付されている場合を含む)とその親世帯が、区内で新たに近居※・同居する場合、その初期費用の一部を助成します。

※子育て世帯と親世帯のいずれもが区内に居住し、「同一の区立中学校区域もしくは隣接する区立中学校区域内」または「住宅間の直線距離が3*。メートル以内」にあること。

対 近居・同居するために区外から転入、区内転居する子育て世帯またはその親世帯(6月1日以降の引越し)

条件／申請者世帯ではない方の世帯が区内に1年以上居住していること、5年以上にわたって居住を継続する見込みがあることほか

助成内容／引越し費用、仲介手数料、礼金・権利金、不動産登記費用

助成額／上限30万円



備 5月12日から申請受付を開始します(予算上限に達し次第終了)。引越し先のお住まいの売買・賃貸借契約等の前に申請が必要です。条件等詳しくは、**区HPQ 22756**をご覧ください。

問 居住支援課 ☎5432-2499 FAX5432-3040



段差解消用簡易スロープや点字メニューを 導入する経費を助成します

障害のある方が商店や事業所を利用しやすくなるための、合理的配慮が可能になる物品購入などの経費を助成します。

対 区内の商店、事業所等

内容／①購入＝段差解消用簡易スロープ、筆談ボード、簡易手すりなど②作成＝点字・写真付音声コード入りメニュー、コミュニケーションボードなど

助成額／①7万円②5万円を上限に経費の全額を助成 ※①②いずれも申請する場合は上限額7万円。

備 申請方法など詳しくは、**区HPQ 2859**をご覧ください。

問 障害施策推進課 ☎5432-2426 FAX5432-3021



妊娠・出産に向けたお悩みをオンラインで 相談しませんか

匿名で専門職(不妊症看護認定看護師・臨床心理士・胚培養士等)にお悩みを相談できます。

対 区内在住で、不妊治療に悩んでいる方、将来子どもを持ちたいと思っている方(当事者やご家族等)、性や身体に関する相談を希望する方等

● 利用方法

妊活オンライン相談のLINE公式アカウント(後記二次元コード)を「友だち追加」→会員登録→クーポンコード「stgy世田谷区〇〇」を入力(〇〇にはお住まいの町名が入ります)

● 相談方法(いずれも無料、相談回数は無制限)

テキストメッセージ、Zoom、通話

※Zoom、通話での相談は要予約。

問 世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102

区HPQ 1184

LINE友だち追加はこちら(LINE ID@stgy-famione)▶



看護師と社会保険労務士による がん患者等の相談

① 就労相談

対 がんで療養中の方、そのご家族等(どなたかが区内在住)、区内の事業主や企業等の担当者

日 ①5月16日(金)午前11時～午後3時②6月28日(出)午前9時～正午

場 ①烏山区民センター前広場②世田谷産業プラザ

備 ①予約優先。烏山街頭年金・労働相談会と同時開催。②要予約。

② がん相談

対 がんで療養中の方、そのご家族等(どなたかが区内在住)

① 電話相談

日 看護師による専門相談＝第1・3木曜午前9時～午後1時、がん体験者によるピア相談＝第2・4木曜午前9時～午後1時

相談専用電話／☎03-6265-7562

② 対面相談(オンライン可、要予約)

日 毎月第2・4土曜午前9時～正午

場 保健センター(松原6-37-10)

共通
事項

申 ①②②電話またはファクシミリ(記入例3面)で保健センター(☎6265-7536 FAX6265-7419)へ



4月16日に産業活性化拠点 「HOME/WORK VILLAGE」を開設します

旧池尻中学校跡地施設を活用した、区内産業のイノベーションを創出・加速し、地域経済の持続的な発展をめざす拠点です。

事業者だけでなく、区民の皆さんが訪れ交流することで、新たな価値を生み出していくことを目的としており、様々なワークショップやイベントの開催も予定しています。

※飲食・物販区画の営業開始、施設の全面開設は7月を予定しています。

● 施設案内

1階＝飲食・物販店舗

2階＝コワーキングスペース、
セミナールーム、
乳幼児～小学生を対象とした
常設の学びの場

3階＝オフィス区画



問 経済課 ☎3411-6644 FAX3411-6635 区HPQ 10942



事業者向けの地域連携型 ハンズオン支援

区の産業活性化拠点(HOME/WORK VILLAGE)を中心に、ビジネスの現場で活躍する専門家が伴走し、経営課題の整理や新規事業のサポート等を行います。また、必要な経費の一部を補助します(審査あり)。

補助限度額／180万円 補助率／3分の2

備 申込方法等詳しくは、**区HPQ 24176**をご覧ください。

問 経済課 ☎3411-6653 FAX3411-6635



新たな条例・計画がスタートしました

① 世田谷区子どもの権利条例

子どもの権利が当たり前保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるため、世田谷区子ども条例を改正した条例です。

区HPQ 23496

② 世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)

世田谷区子どもの権利条例の推進計画として、「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」の実現に向けて、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していくことを目的とした、10年間の計画です。

区HPQ 23479

共通事項

問 子ども・若者支援課 ☎5432-2528 FAX5432-3016

条例・計画の内容は、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、前記**区HP**をご覧ください。